

令和9年度（令和9年4月1日付採用）

適応教室指導員（会計年度任用職員）募集要項

令和9年度に中央区立教育センターにて勤務する会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種・職務内容

募集職種	職務内容
適応教室指導員 (会計年度任用職員)	1 適応教室「わくわく21」における児童・生徒に対する指導、助言及び相談に関すること。 2 バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）の運営に関すること。 3 その他、適応教室運営に関すること。

2 勤務場所

中央区立教育センター 〔所在地〕〒104-0044 東京都中央区明石町12-1 6階

3 採用予定数、選考方法

採用予定数	若干名
-------	-----

選考	選考方法	日程等
第1次選考	書類選考	令和8年11月6日(金曜日)午後5時必着 ※期限厳守
第2次選考	個別面接	令和8年12月1日(火曜日)から12月11日(金曜日)までの期間のうちいずれか指定した1日

4 応募資格

次のいずれかに該当する方

1	学校教育に必要な知識及び経験を有する方
2	教育相談に必要な知識及び経験を有する方

5 勤務条件

職名	適応教室指導員
身分等	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づく非常勤職員。）として、地方公務員法上の服務に関する規定、条件付採用などが適用されます。
雇用期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
更新	公募による任用を原則とし、例外的に公募によらない再度任用を行う場合がある。
勤務日数	年間192日（月平均16日程度） 原則として、月曜日から金曜日で勤務を割り振られた日
勤務時間	原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間で7時間45分の範囲内
報酬額等	（参考：令和8年度）月額232,260円程度(変更となる可能性がございます。) 交通費 別途支給有(限度額150,000円/月) ※原則として毎月15日支給 ※一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当支給 ※年度途中で報酬等が改定される場合あり
休暇休業	【有給】年次有給休暇(初年度10日程度)、病気休暇(3日まで)、夏季休暇(3日程度)、慶弔休暇、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠症状対応休暇(女性のみ)、妊娠出産休暇(女性のみ)、出産支援休暇、育児参加休暇(男性のみ)、

	災害休暇、子の看護のための休暇、短期の介護休暇 【無給】病気休暇(4日目以降)、母子保健検診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、 生理休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇 ※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
災害時対応	有
兼 業	可能
その他	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災加入

6 応募方法

(1) 提出書類

以下の応募書類4点を教育センター管理係へ郵送又はご持参ください。
ご提出いただいた応募書類はお返しいたしませんので、あらかじめご了承ください。

	応募書類
1	「中央区教育委員会会計年度任用職員採用選考申込書（適応教室指導員用）」 ※第2次選考（個別面接）で都合がつかない日程がある場合は、申込書備考欄に記入すること
2	「実務経験等経歴書」 実務内容もあわせて具体的に記載すること（様式自由）
3	作文 テーマ：「不登校問題の課題及びその解決策について」 A4、縦長横書き、ワープロ可、タイトルの次に氏名を記入してください。 900字以上1,100字未満 氏名は文字数に含めないこと。空白も1文字とカウントします。文字数を余白に記入すること。
4	「誓約書」

(2) 選考申込書入手方法

中央区ホームページ(「令和9年度適応教室指導員（会計年度任用職員）の募集について」のページ)から、申込書をダウンロードしてください。

(3) 申込期限 **令和8年11月6日（金曜日） 午後5時必着**

7 申込先

〒104-0044 東京都中央区明石町12-1 中央区教育委員会教育センター管理係宛て

※送達記録が確認できる方法で郵送ください。

※封筒の表に「**適応教室指導員応募書類在中**」と朱書きしてください。

8 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、**特定性犯罪の前科がないことを求める**こととしています。

このため、予め、**選考過程において、申込書や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認**します。

内定者となった場合、法の施行時等に犯罪事実確認の対象となり、国に対して戸籍情報等の提出を行う必要があります。犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合のみならず、戸籍情報等の提出の遅延等により、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合にも、対象業務に従事することができません。さらに、特定性犯罪の前科に重要な経歴の詐称があった場合は、内定を取り消すことがあります。

9 問合せ先

中央区教育委員会 教育センター管理係 石井
〒104-0044 東京都中央区明石町12-1
電話 03-3545-9201（直通）